

平成26年2月28日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（25名）

1番 吉岡 広小路	3番 小池 拓司	4番 鈴木 深由希
5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨	7番 桑田 典章
8番 山村 恵美子	9番 宍戸 稔	10番 保実 治
11番 池田 徹	12番 新家 良和	13番 福岡 誠志
14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明	16番 亀井 源吉
17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎	19番 大森 俊和
20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠	22番 小田 伸次
23番 林 千祐	24番 久保井 昭則	25番 助木 達夫
26番 沖原 賢治		

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

2番 須山 敏夫
----------

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 福永 清三
地域振興部長 藤井 啓介	産業部長兼 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 部谷 義登	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 平岡 淳	布野支所長 反田 博美
作木支所長 瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 伊川 文雄

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗 克文	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定 (20日間)
第 2		市長の施政方針について
第 3		議会改革推進特別委員長中間報告
第 4		行財政改革調査特別委員長中間報告
第 5		三次市新庁舎建設調査特別委員長中間報告
第 6	報告第1号 報告第2号 報告第3号	専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
第 7	議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 (案) (教育民生委付託) 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託) 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託)

日程番号	議案番号	件名
第 7	議案第30号	三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第31号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託）
	議案第32号	三次市職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託）
第 8	議案第33号	工事請負契約の一部変更について（総務委付託）
	議案第34号	財産の無償譲渡について（総務委付託）
	議案第35号	指定管理者の指定について（総務委付託）
	議案第36号	指定管理者の指定の変更について（産業建設委付託）
	議案第37号	三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについて（総務委付託）
	議案第38号	過疎地域自立促進計画の変更について（総務委付託）
	議案第39号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（総務委付託）
	議案第40号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（総務委付託）
第 9	議案第12号	平成25年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）（予算決算委付託）
	議案第13号	平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託）
	議案第14号	平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託）
	議案第15号	平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託）
	議案第16号	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 9	議案第17号	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案） （予算決算委付託）
	議案第18号	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） （案）（予算決算委付託）
	議案第19号	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案） （予算決算委付託）
	議案第20号	平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）（予算決 算委付託）
	議案第21号	平成25年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）（予算決 算委付託）
第10	議案第1号	平成26年度三次市一般会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第2号	平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（予算決算委付 託）
	議案第3号	平成26年度三次市診療所特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第4号	平成26年度三次市介護保険特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第5号	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（予算決算委 付託）
	議案第6号	平成26年度三次市土地取得特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第7号	平成26年度三次市下水道事業特別会計予算（案）（予算決算委付 託）
	議案第8号	平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）（予算決算 委付託）
	議案第9号	平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）（予算決算委付 託）
	議案第10号	平成26年度三次市病院事業会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第11号	平成26年度三次市水道事業会計予算（案）（予算決算委付託）

平成26年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年2月28日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	9
第 2		市長の施政方針について	9
第 3		議会改革推進特別委員長中間報告	21
第 4		行財政改革調査特別委員長中間報告	22
第 5		三次市新庁舎建設調査特別委員長中間報告	23
第 6	報 1	専決処分の報告について（訴えの提起について）	24
	報 2	専決処分の報告について（訴えの提起について）	24
	報 3	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	24
第 7	議 22	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 23	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 24	三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 25	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 26	三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 27	三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 28	三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	27
	議 29	三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）	27

日程番号	議案番号	件名
第 7	議 30	三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………27
	議 31	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）……………27
	議 32	三次市職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に関する条例（案）……………27
第 8	議 33	工事請負契約の一部変更について……………30
	議 34	財産の無償譲渡について……………30
	議 35	指定管理者の指定について……………30
	議 36	指定管理者の指定の変更について……………30
	議 37	三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについて……………30
	議 38	過疎地域自立促進計画の変更について……………30
	議 39	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………30
	議 40	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………30
	議 41	工事請負契約の一部変更について……………30
第 9	議 12	平成25年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………38
	議 13	平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………38
	議 14	平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）……………39
	議 15	平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………39
	議 16	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）……………39
	議 17	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）……………39
	議 18	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）……………39

日程番号	議案番号	件名
第 9	議 19	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）……………39
	議 20	平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）……………39
	議 21	平成25年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………39
第10	議 1	平成26年度三次市一般会計予算（案）……………43
	議 2	平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………43
	議 3	平成26年度三次市診療所特別会計予算（案）……………43
	議 4	平成26年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………43
	議 5	平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………43
	議 6	平成26年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………43
	議 7	平成26年度三次市下水道事業特別会計予算（案）……………43
	議 8	平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）……………43
	議 9	平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）……………43
	議 10	平成26年度三次市病院事業会計予算（案）……………43
	議 11	平成26年度三次市水道事業会計予算（案）……………43



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日から平成26年3月定例会を行いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は25人であります。

これより平成26年3月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、助木議員及び吉岡議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

本日の会議の欠席者として、須山議員から一身上の都合により欠席する旨届け出がありましたので、報告をいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの20日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は20日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

平成26年3月三次市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信と平成26年度の主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本市は、平成18年に新市まちづくり計画を基本に現行の総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。計画に基づいて、都市機能の集積、道路交通網の整備や子育て支援、教育、医療環境の充実などに着実な成果を上げています。また、市内の全19住民自治組織において地域まちづくりビジョンが策定され、それぞれの目的や夢に向かって、さまざまな取り組みが実行に移されています。

しかしながら、さまざまな取り組みと努力の中でも、人口減少、少子・高齢化は進行しています。こうした状況に真正面から向かい合い、この流れを緩和していく中で市民の生活を守っていくこと、課題解決に向けた取り組みを着実に実行していくこと、さらに、その取り組みの中に本市の新たな可能性を創造し、発展させていくことが求められています。

そこで、人口減少、少子・高齢社会に挑戦し、これからの10年間という中・長期を見据え、市民の幸せを実現していくという強い決意のもと、まちづくりの総合指針として三次市総合計画案を作成し、今議会に提案させていただいています。

総合計画案の目指すまちの姿は、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」です。市民の皆さんが、三次で生まれ育ち、働き、暮らすこと、三次とつながって生きていくことに誇りと自信を持ち、参加と行動により市民の力が最大限に発揮される協働のまちづくりを進めます。

また、本市は、山陽と山陰、さらには関西圏と九州圏を結ぶ十字路に当たります。平成26年度の中国横断自動車道尾道松江線の開通で、その拠点性はさらに高まることが期待されます。本市の特徴を生かしながら、拠点性を維持、向上させていくまちづくりを進め、市民の皆さんと力を合わせて、本市の未来を開いてまいります。

総合計画案の作成に当たっては、三次市総合計画審議会を初め、市内の中学生、高校生を含むアンケート調査、さまざまな分野の市民の皆様に参加していただいた市民まちづくり塾、住民自治組織の皆さんとの意見交換、パブリックコメントなど、多くの御意見をいただきました。御協力に心から御礼を申し上げます。

さて、我が国を取り巻く経済環境は、一昨年（2019年）の第2次安倍内閣発足後、成長戦略の三本の矢の推進により、輸出関連企業や不動産業を初めとした企業の業績が回復しつつあることなど、景気は持ち直しに転じています。2月17日に内閣府が発表した平成25年10月から12月期の国内総生産GDPの速報値は、4・四半期連続のプラス成長となりました。

2月3日に、日本銀行広島支店が発表した広島県の金融経済月報によりますと、広島県の景気は穏やかに回復しているものの、企業の業況感や収益については、業種や企業規模によるばらつきは引き続き残っている状況です。

本市におきましては、ハローワーク三次による有効求人倍率は、最低であったリーマン・ショック後の平成21年5月、6月の0.38倍から、直近の発表では1.57倍となっており、景気は穏やかに回復しつつある傾向が見受けられます。また、1月に三次商工会議所が実施した平成25年10月から12月期の三次市景況調査報告によりますと、近年にない景気に対する高揚感はあるものの、4月の消費税率の引き上げの影響を懸念し、慎重な見通しとなっています。

増税による景気への影響を最小限にとどめ、本格的な景気回復につなげていくため、引き続き国の緊急経済対策を活用した景気・経済対策事業を展開しながら、企業活動の持続や企業誘致を初めとした産業振興、雇用創出、地域活性化に全力を挙げていきます。

また、今年度もさまざまな対話の機会がありました。政策推進懇話会として、市内で活躍しておられる若い皆さんと意見交換をしました。地元を愛し、地元を活性化したいという思いを

持った多くの若い皆さんとの出会いがあり、皆様のさまざまな思いは私に大きな力をくれました。そのほか、市政懇談会や車座対話でも、多くの市民の皆様のお意見をいただいたところで、その御意見を生かし、引き続き市民の目線で、市民の皆さんが納得できるぬくもりのある市政、人と人とが助け合い、市役所と市民が支え合うきずなで築く市政、私は、これからも生活最優先の施策を推進していく決意を新たにいたしましたところでございます。

さて、平成26年度は合併10周年を迎えます。この間の歩みを振り返り、本市の魅力を効果的に発信し、市民の皆さんの愛着心を育むとともに、未来に向けた新たな本市の姿を描くため、記念式典の開催、市民憲章の策定など、合併10周年記念事業に取り組みます。

また、これまで生活最優先の施策を着実に積み上げながら前進し、目に見える形で実行してきたところでありますが、来年度は合併10周年の節目の年を迎える中で、三次市総合計画案に基づき、さらに次の10年間を見据え、新たな目標や施策に挑戦するスタートの年としたいと考えています。

国の財政運営については、平成25年度末で借入金等を含む長期債務残高見込みが、国、地方合わせて1,010兆円程度と過去最大となり、対国内総生産比202%に達する見込みです。このような中で編成された国の平成26年度一般会計予算案の規模は約95兆8,800億円で、前年度対比で3.5%の増額となっています。

また、国の平成26年度地方財政対策においては、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、必要となる地方の一般財源総額は、平成25年度の水準を相当程度上回る約60兆4,000億円を確保するよう盛り込まれていますが、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加することが見込まれる一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移する見通しであり、依然として厳しい財政運営となる予想がされます。

本市におきましては、人件費の抑制を図り、内部管理経費を初めとした経常的経費全般について、徹底した節減、合理化に努めるとともに、市税収入等の確保、さらには有利な財源の活用や繰上償還による後年度負担の軽減等を行った結果により、平成24年度の決算の実質公債費率は、前年度比0.6ポイント減の13.1%、将来負担比率は前年度比23.5ポイント減の69.6%と、着実に改善させてまいりました。

また、全基金の総額は、合併時の61億1,596万4,000円から、平成25年度末で174億7,434万円と、約113億5,800万円の増額となる見込みであります。中でも、自治体が計画的な財政運営を行うための積立金である財政調整基金については、合併時の14億5,081万5,000円から、平成25年度末では40億8,549万7,000円となる見込みであり、合併中期の平成19年度末の20億2,414万6,000円と比較すると、約20億6,000万円、率にして約102%の増額となる見込みであります。引き続き財政基盤の確立に向けて、財政指標等の改善に努めてまいります。

次に、平成26年度予算編成の基本方針について申し上げます。

平成26年度の予算案は、これまでの成果も踏まえ、新たな三次市総合計画案に掲げた目指す町の姿である「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市

・三次～」を実現するため、4つの挑戦を初めとしたさまざまな施策を展開する挑戦型予算として編成を行ったところであります。また、三次市実施計画に掲げる施策を着実に推進し、景気対策や防災・減災対策の強化等、喫緊の課題にも対応していきます。

予算編成上留意した点は、行財政運営の健全化を進めるために、行財政改革大綱及び推進計画に基づく人件費の抑制、内部管理経費の削減やアウトソーシングの推進などに並行して、プライマリーバランスの黒字の維持、財政調整基金を標準財政規模の10%以上確保すること、新規市債発行額の起債償還元金以内に制限することなどのガイドラインを設定し、その上で、実施計画の着実な実行との均衡を考慮した点です。

全体的には、後年度負担に配慮をしながら、生活に直結した事業に最大限予算配分をし、まちづくりの基幹プロジェクトとしての事業の拡充や新たな計画づくりも組み込んだ上で、各施策が着実に推進できる予算としました。

次に、平成26年度予算案の概要について申し上げます。

一般会計と特別会計、さらに2つの企業会計を合わせた市全体の予算規模は、平成25年度当初に比べて3.5%の増、706億2,718万1,000円といたしました。このうち一般会計については、3年ぶりに増額となり、前年度当初に比べて6.6%の増、409億円となっております。

さらには、国の経済対策を活用しました平成25年度3月補正予算案の経済対策予算分を一体的に実行するものとして、平成26年度当初予算案と合計した一般会計の予算規模は418億8,210万円となりました。

次に、8つの特別会計について、前年度当初と比べて2.3%の減、182億9,397万5,000円となっております。

一般会計歳出の特徴としては、義務的経費について、定員管理の計画的な取り組みによる職員人件費の減額に対して職員退職手当が増額したため、人件費全体としては増額となっております。

また、義務的経費の扶助費や特別会計への繰出金等が減少したものの、物件費、補助費等、普通建設事業費が増加しています。特に、一般会計の普通建設事業費については、前年度当初比32.6%の増、89億3,791万5,000円となります。

さらには、これに特別会計と企業会計の投資的経費を加えた全会計の公共投資事業に係る予算額は114億2,562万1,000円となりました。

それでは、施策の重点方針について御説明をいたします。

景気対策につきましては、平成25年度3月補正予算案に計上した学校施設の天井落下防止対策事業、道路ストック総点検、橋梁整備工事など実効性のある事業に続いて、平成26年度に入りましても、基金に積み立てた国の元気臨時交付金を活用するとともに、がんばる地域交付金の活用を想定しながら、切れ目のない経済対策により、市民の皆さんが実感の持てる経済対策を行ってまいります。

あわせて、消費税の引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯の負担を軽減するため、国の動向を見ながら、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付準備を進めていきます。

また、平成26年度は、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業、三良坂小中一貫教育校整備事業、農業交流連携拠点施設整備と、市長就任以来取り組んできたまちづくりの基幹プロジェクトとしての事業の総仕上げの年となります。年度内の完成に向けて計画的に工事を進めてまいります。

このように本市は、広域道路網や情報ネットワーク、美術館や市民ホールなど、都市機能を担う社会基盤の整備を進めてきました。今後は、本市の未来を切り開くため、人口減少、少子・高齢社会に挑戦し、これまでに集積した都市機能と市民全体の財産として活用しつつ、ソフト施策である4つの挑戦に重点的に取り組んでまいります。

まず、1つ目の挑戦は、人口減少、少子・高齢社会に挑戦することです。人口減少、少子・高齢化の進行がより顕著な地域を守る取り組みを進めるとともに、定住対策の強化など、地域を発展させる新たな可能性の開拓に努めます。また、市民が住みなれた地域で暮らし続けるために、地域の特性、個性を生かした地域づくりを進めます。

2つ目の挑戦は、女性が働きながら子育てできる環境日本一を目指すことです。活力あるまちづくりには、女性の力は欠かせません。仕事と家庭が両立できるまちづくりを進め、女性の多様な選択、チャレンジを支援し、女性が元気な町をつくっていきます。そのためには、子育て基盤の充実や企業、事業者の仕事と家庭の両立支援の取り組みなど、女性の就労促進に取り組めます。

3つ目の挑戦は、市民の力を引き出し、地域づくりにともに取り組むことです。未来の三次市民に、より魅力的な三次市を引き継ぐため、歴史や文化、生活環境、産業など、地域の魅力と価値の増進を目指します。また、市職員による地域応援隊を設置し、地域を全力でバックアップし、市民の皆さんの熱意と活力が地域の発展に直接つながるまちづくりに努めます。

4つ目の挑戦は、拠点性を生かして三次の未来を開くことです。この3月には、中国横断自動車道尾道松江線の三次東ジャンクション・インターチェンジから吉舎インターチェンジまでの間が、そして平成26年度中にはいよいよ全線開通となります。中国縦貫自動車道と描く交差点は、中国地方の結節点でもあります。三次市の拠点性を高める取り組みを進め、医療や物流など、広島県の北部にとどまらず、新たな可能性の創出を目指します。

続いて、三次市総合計画案のまちづくりの取り組みの柱に沿って、平成26年度の主な施策を申し上げます。

第1の柱は、まちづくりの主役である人づくりです。

まちづくりの主役は人です。次世代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切にし、生まれ育った地域に誇りと愛着を持って成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる人づくりを進めます。また、さまざまな学びの機会を提供するとともに、社会の中で学びの成果を生かすことのできる環境づくり、地域の歴史、伝統、文化を育み、継承するまちづくりを進めます。

具体的には、子育ての分野では、子ども発達支援センター運営事業の充実や、保育所規模適正化推進計画に基づく三良坂保育所の整備に向けた実施設計を行います。多様な子育てニーズ

に対応し、より効率的、安定的な保育所運営を図るため、保護者の皆さんの理解をいただきながら、本年7月1日から、愛光保育所、十日市保育所運営の民間委託を進めるとともに、臨時保育士処遇改善事業を行うなど、一人一人の育ちを大切に環境づくりを進めます。

また、ゼロ歳児保育拡充のため、保育室改修整備や3歳未満児保育の拡充、延長保育や休日保育、第3子以降の保育料無料化や乳幼児から中学校3年生まで対象とする乳幼児・児童医療費の助成を継続します。

子育て世代のニーズに応え、みよし運動公園内のみよしあそびの王国に、多目的シェルターや水遊び場等を整備し、親子で楽しく触れ合う場の充実を図るとともに、放課後子ども教室の拡充や放課後児童クラブを引き続き行い、子育てを支える環境づくりを進めます。

学校教育の分野では、サイエンスティーチャーの任用、市費採用教員の配置による少人数学級編制や少人数習熟度別授業などにより確かな学力の向上を図るとともに、学校支援員の増員配置による特別な配慮が必要な児童・生徒への学習支援を強化します。外国語教育については、ALT、外国語指導助手を活用した実践的なコミュニケーション能力育成の取り組みを充実させるとともに、新たに子ども夢・みらい塾として、イングリッシュキャンプを行います。

また、特色ある学校づくり支援事業等の継続や教育シンポジウムなど官民一体となって、ふるさと三次を愛し、未来を創造する力を育む教育を推進します。

児童・生徒の学びの環境を整備するため、いじめ防止、不登校対策推進事業の拡充や、教育情報LANの機器更新を行います。また、三良坂小中一貫教育校建設工事を行うとともに、小中一貫教育を推進し、学校、家庭、地域の協働による教育力の向上と補完機能の強化を図ります。

また、併設型中高一貫教育校の誘致を広島県に要望し、市民の皆様の多様な教育ニーズに応えるとともに、本市内外で活躍することのできる人材育成と本市の人材力の向上を図り、地域活性化につなげていきます。

まちづくりは人づくりでもあります。教育の重要性を見詰め直し、未来につながる子どもたちを育てる施策を進めてまいります。

スポーツ、文化の分野では、今後ますます多様化する市民の皆様の文化芸術活動に柔軟かつ的確に対応できる施設として、さらには、交流や文化情報発信の拠点施設となるべく、11月の完成を目指して市民ホール建設事業を進めてまいります。

また、スポーツのまち三次の実現に向けて、スポーツ活動を通じた活力あるまちづくりを展開します。スポーツのまち三次の活動支援事業やチャレンジデーなどを通じた市民誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりの推進に取り組むとともに、スポーツを通じた子どもの夢を応援するため、本市の多様なスポーツ施設を生かし、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致に取り組みます。

引き続きスポーツ・文化みよし夢基金の運用利益を活用した各種事業の展開や、市民の皆さんの生涯学習の支援及び放課後児童クラブ図書整備事業を初めとする図書館蔵書整備事業を行います。

また、奥田元宋・小由女美術館を初めとする4つの美術館や歴史民俗資料館などで、質の高い企画展示と教育普及活動の充実を行います。

国際交流の分野では、姉妹・友好都市との交流事業や国際交流団体への補助を行うとともに、豊かな国際感覚育成支援として高校生の海外派遣事業への補助を継続し、将来を担う子どもたちが、国際感覚豊かで、高いコミュニケーション能力を持ち、多様な文化を認め合い、対応できる人材の育成に図っていきます。

男女共同参画、平和、人権の分野では、性別にかかわらず、みんなが協力してつくる人に優しく住みよいまちを目指して、男女共同参画基本計画の策定や、講演会の実施による意識啓発、女性の就労支援や子育て支援など、女性の皆様の社会参加と活躍に向けた環境づくりを進めます。また、平和祈念事業やひと・かがやきフェスタなどを通して、人権尊重の意識啓発などを行ってまいります。

第2の柱は、安全で温かみと安心感のある暮らしづくりです。

市民一人一人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域における支え合いの心を育て、市民相互のきずなを強めながら、健康づくり、福祉、医療の充実に取り組みます。また、地域における総合的なケア体制や生活支援体制の構築、持続可能な地域公共交通の確保、防災、安全対策などの取り組みを通じて、誰もが生き生きと暮らせ、安全で温かみと安心感のあるまちづくりを進めます。

具体的には、保健の分野では、第2次三次市健康増進計画に基づき、「いきいき健康日本一！」の町を目指して、ウォーキングの普及や健康寿命の延伸を図る「歩こう」プロジェクト及び生活習慣病の発症予防と重症化予防のいきいき・ともえ・プロジェクトなどの推進を図ります。また、甲奴町において、地域資源である温泉を生かした健康増進を図る施設検討のための調査委託事業を行います。引き続き地域包括支援センターの機能強化を進め、支援の充実を目指していきます。

医療の分野では、全国的に医師不足や地域偏在など地域医療を取り巻く環境は深刻化しておりますが、医師の確保に全力を挙げ、市立中央病院に66名の医師を確保し、診療を行っています。また、入院患者数と看護師の割合を、10対1から7対1とする質の高い看護の実現に向けて引き続き取り組みます。また、地域がん診療連携拠点病院としての機能充実を図るため、陽電子放射線断層撮影装置PET-CTや肺がんCT検診事業を行うとともに、眼科手術用顕微鏡システムなど医療機器、施設整備の拡充を図り、身近な病院での高度医療の受診機会を提供していきます。

さらに、内科、外科を統合した第1次救急医療機関である三次市休日夜間急患センターの運営を開始します。三次地区医師会や市内の医療機関との連携を強化し、第2次救急医療機関である市立三次中央病院との役割分担を行うことにより、自分たちの暮らす地域において、安心して医療を受けたいという市民の皆様の切実な思いの実現を目指します。

福祉の分野では、本格的な高齢社会を迎え、本市で暮らす高齢者の皆様にできるだけ長く元気でいていただく、また、介護が必要になっても安心して暮らせるよう、高齢者保健福祉計画、

介護保険事業計画の策定を行うとともに、福祉総合相談の充実を目指していきます。

また、住みなれた地域で自立して生活を送ることができる体制づくりを推進するため、元気ハツラツ事業や高齢者トレーニング事業、高齢者見守り隊事業、成年後見利用支援事業、緊急通報装置給付事業などを継続します。

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がい者のニーズを把握しながら、障がいに応じたきめ細かい福祉サービスを提供する、障害者総合支援法による障害福祉サービス給付事業や外出支援のための障害者福祉タクシー利用助成、社会との交流の促進を図るための障害者地域活動支援センター事業を行います。

地域公共交通の分野では、通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段を守るため、市民バスの運行委託、地方バスの路線の維持、デマンドバス、市民タクシー運行に対する補助などを行います。高齢者運転免許自主返納支援事業を行い、高齢者の皆様の交通事故防止と交通機関利用券支給による公共交通の利用を促進します。また、地域公共交通の活性化、再生を総合的かつ一体的に推進するため、地域公共交通総合連携計画を更新します。

平成25年度も全国各地で台風の上陸等による災害が続き、本市でも災害が発生しました。このような自然災害に対する市民の皆様の不安の解消を図り、災害リスクに備えて必要な対策を行い、市民の皆様の生命と財産を守っていくことは、行政の最も重要な使命です。

そこで、防災・安全施策として、市民の皆さんと力を合わせながら安全で安心できるまちづくりを進めるため、自主防災組織育成支援、緊急地域防災力強化事業や土砂災害ハザードマップの作成を行います。

また、地域防災計画の見直し業務や市内7カ所の排水機場の整備、大規模建築物耐震診断助成事業を行うとともに、防災・行政情報伝達システム整備事業として、君田、三和、甲奴地域においてケーブルテレビの音声告知による防災・行政情報伝達システムの整備や、携帯電話緊急一斉メール送信の充実など、防災情報の迅速な伝達方法の整備を行います。

消防防災体制の充実強化のため、備北地区消防組合へ消防救急無線デジタル化のための負担金を支出します。

犯罪の起こらない安全で安心な地域環境づくりを進めるため、地元管理の防犯灯のLED化に対する補助や交通安全施設整備事業を実施します。

また、消費生活における安全・安心確保のため、引き続き消費生活センターによる相談体制の充実や啓発行動を行ってまいります。

第3の柱は、豊かな市民生活と元気な地域を支える仕事づくりです。

女性の就労を促進するとともに、農林畜産業、商工業など生活の基盤となる産業の振興に取り組み、誰もが働きやすいまちづくりを進めます。また、中国横断自動車道尾道松江線の開通により形成される広域交通ネットワークを生かして、商工業、観光、交流などの振興を図り、多くの市民や観光客でにぎわう元気のあるまちづくりを進めます。さらに、これらの産業の担い手の育成、就労の支援などを通じて、若い世代が定着し、新たな可能性を創造する定住のまちづくりを進めます。

具体的には、就労促進、起業支援の分野では、女性の多様な選択、チャレンジを支援するため、新たな女性就労起業促進事業を行います。また、女性・シニア起業支援事業や職業訓練法人広島北部地域職業能力開発協会への委託による講座を継続し、市内企業の人材育成、就職希望者の就労支援のための幅広い分野での職業訓練を実施します。

農業分野では、農業生産力を強化するための拠点であり、生産から販売をつなぐ役割を担う施設として、農業交流連携拠点施設の整備を行います。新たにオール三次産品ブランド化事業等により農商工品のブランド認定や広告宣伝を行うことで、商工品を含むさまざまな三次産品の販売につなげ、農商工業者の所得向上、経営安定を図りたいと考えています。

加えて、新規就農者、認定農業者育成への支援を行う活力ある担い手支援事業を行うとともに、地産地消事業、振興作物支援事業を拡充するなど、生産者、JAなどと連携して農業振興を行っていきます。また、有害鳥獣による農作物等への被害防止対策及び駆除対策に取り組みます。

農業と観光との連携による交流人口の拡大を目指す事業として、ゆめランド布野林産館改修事業、物産館みわ375改修事業、吉舎とみしの里改修事業を実施します。高齢者や障がい者の就農支援の一環として、植物工場等の調査研究事業を行います。

また、農業基盤の整備として、農業水利施設の改修を初め、区画整理、暗渠排水、かんがい排水、農道整備、老朽ため池等の整備を行います。

畜産分野では、新たに乳用牛の増頭、更新補助やアカバネ病等ワクチン接種助成、三次産和牛導入肥育支援などを行い、畜産経営の安定を図るとともに、和牛改良推進事業と酪農、肉用牛ヘルパー利用助成、放牧用施設整備への助成等を行うみよし放牧の里づくり事業を継続し、畜産の振興に努めます。

林業分野では、引き続き三次地方森林組合や甲奴郡森林組合と連携し、林業の振興を図ってまいります。新規事業として搬出間伐体制強化支援事業により、効率的な搬出間伐の体制を支援します。また、地域住民の利便性の向上や、森林資源の利活用、森林の持つ多目的機能の維持増進のため林道整備を行うとともに、小規模な森林の崩壊等の山地災害の防止のため小規模崩壊地復旧事業を拡充をします。

商工業分野では、まず、企業誘致といたしましては、本年度、三次工業団地内に2社、三良坂町に1社、進出が決まりました。今後も、さらなる企業の立地に向けて、広島県と連携を図りながら情報発信や企業セミナーなど営業活動を強化し、戦略的な誘致活動を行うとともに、企業との信頼関係を高め、本市において企業活動を継続していただくことにも努めてまいります。また、工業団地内の街路灯整備など、環境整備を行います。

中小企業の振興につきましては、三次商工会議所や三次広域商工会など関係団体との連携を一層深め、経営の安定を図るための預託融資制度の実施や、日本政策金融公庫の小企業経営改善資金の利子補給事業、地域の雇用を支える中小企業の受注の拡大を図るリフォーム支援事業補助を引き続き行います。

また、がんばる産業支援として、農家民宿開業支援、6次産品化支援事業といった農業者等

の支援を拡充し、チャレンジショップの運営支援事業、商店街活性化支援事業といった商店街等の支援、販路拡大支援事業補助、新規開業支援事業補助、空き店舗出店支援事業といった中小企業者等への支援のほか、新たな事業、創意工夫のある取り組みを支援する創意工夫ビジネス支援事業や地域産品開発支援事業を実施します。

また、新たに、女性の就労促進も念頭に労働力の実情を把握するため、労働力調査事業を実施し、今後の施策に生かしていきます。

観光の分野では、平成26年度の中国横断自動車道尾道松江線の全線開通を見据えて、観光協会、商工団体、民間事業者及び行政が一体となって、総合的、戦略的、効果的に観光・交流の振興を図っていきます。そのための情報発信事業やクーポン券による観光宿泊者助成支援事業、観光プロモーション事業の実施等、三次市観光キャンペーン実行委員会を中心としたオール三次での取り組みを強化します。

また、観光情報発信拠点として、三次駅前に三次市交通観光センターを開設します。新たに観光客実態調査やウ飼い乗船場周辺整備事業、吉舎ふるさとプラザ改修事業を行うとともに、案内看板設置を継続し、市内への誘客のための環境整備に取り組みます。また、観光推進事業等補助として、各観光協会への活動補助及びプロ野球公式戦開催事業などを行い、交流人口の拡大を図ります。

三次地区のまちづくり事業といたしましては、家屋の修景補助を継続するほか、三次町の周遊性を高めるため、三次町まるごと博物館事業や辻村寿三郎人形館展示支援事業の拡充を行います。また、三次地区のまちづくりを考える会による三次市文化会館の跡地利用及び拠点整備の基本構想の策定を受けて、三次市としての基本計画を策定し、三次市文化会館解体工事実施設計に入るなど、三次地区の地域資源を生かしたまちづくりを進めます。

定住、交流の分野では、定住対策を強化するため、組織機構を見直し、地域振興部に定住対策室を設け、自然に恵まれた環境や充実した子育て、医療体制等、本市の特徴を積極的に発信するとともに、地域と連携したネットワークづくりに強力で推進します。

また、空き家情報バンク事業や空き家購入サポート事業、宅地購入・新築奨励金交付事業を継続し、農村体験、自然体験交流を定住につなげていくため、みよし田舎ツーリズム協議会への活動支援を行います。また、都市部に住む若者を対象に、大学合同説明会、定住相談会等を行い、移住希望者や若者とふるさとを結び、U I J ターンを促進します。

第4の柱は、美しい風景を後代に伝える環境づくりです。

豊かな自然は、ふるさと三次の環境を象徴し、市民に潤いを与えます。この貴重な自然を保全、活用しながら後代に引き継ぐため、自然と共生する資源循環型のまちづくりを進めます。また、計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなどの取り組みを通じて、安心して快適に暮らせるまち、三次に住みたくなるまちづくりを進めます。

具体的には、自然環境の分野では、ひろしまの森づくり事業として、里山林の整備や森林・林業体験活動への補助、品の滝遊歩道整備や人工林の間伐、酒屋地区憩いの森づくり整備事業などを行い、市民と市が一体となり、環境保全に取り組みます。

循環型社会の形成に向け、新たに粗大ごみ処理施設の今後の運営方法を検討するための調査や下荒瀬最終処分場の各設備の機能診断を行い、計画的な施設整備と適切な管理運営に努めます。

また、再生可能エネルギーの活用等による二酸化炭素排出量の削減を進めるため、住宅用太陽光発電設備設置支援事業等を継続します。新たにデマンド監視制御装置設置事業により、公共施設へ電力監視装置を設置し、効果の検証を行うとともに、小・中学校へのスクールエコ活動電力監視装置設置事業とあわせて、省エネルギー環境教育の実践を進めます。

生活基盤の分野では、三次駅周辺事業として、交通センター、駅北広場などの整備に取り組み、公共交通機関の結節点としての機能を完成していきます。みらさか土地区画整理事業は、建物改修等の補助の継続や三良坂駅前の県道三次庄原線迂回路工事などを着実に進めていきます。

また、県道羽出庭三良坂線や市道三次山家線を初めとする道路改良や道路修繕、三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の点検、長寿命化の拡充など、生活最優先の視点で必要性や緊急度の高いものから、順次、効率的に整備を行います。

上水道事業では、市民の皆様に安全で安心できる良質な水を供給するため、引き続き給水区域の拡大、配水施設・浄水施設の整備、老朽管の更新に努めます。水道未普及地域解消のため、川西、河内地区の整備を進めていきます。また、作木、吉舎、三良坂、三和地区については、簡易水道事業により整備を進めます。

下水道事業では、市民の皆様の快適な生活環境づくりのため、下水道施設の整備に引き続き取り組みます。公共下水道三次処理区における三次水質管理センターの整備並びに管渠布設工事や特定環境保全公共下水道布野処理区における布野水質管理センターの工事に着手します。

農業集落排水事業では、引き続き維持管理に注力します。また、小型合併浄化槽設置整備補助事業を継続して実施し、快適な生活環境の創造を図ります。

三川合流部周辺河川環境整備事業として、八次水辺の楽校整備を行います。

本市の主要な施策の効果をも十分に発揮していく上で、国や広島県との連携が重要です。国との関係では、中国横断自動車道尾道松江線の整備や河川改修、河川環境整備など、広島県との関係では、国道183号や375号を初めとした国道、県道の整備、幹線林道の比和新庄線や県営備北南部地区広域営農団地農道の整備、県営三次工業団地Ⅲ期の誘致活動など、引き続き連携協力をしてまいります。今後も、国、県への要望活動を積極的に行い、さらなる事業展開に向けて努力を重ねてまいります。

情報化に関する取り組みとして、ケーブルテレビ事業の運営及び維持管理に関する検討や、社会保障・税番号制度に対応するため必要な基幹業務システムの改修を行います。

また、本市のこれからの都市づくりの指針として、都市計画マスタープランの策定作業に着手をします。

景観形成の分野では、市民の皆様による桜の植栽を通して地域の一体感と誇りを育み、美しい三次の創造を図るため、花の里みよし推進事業を行います。また、農地・水・環境保全向上

対策交付金を拡充し、農業用施設の保全活動や環境整備の共同作業による農業、農村環境の維持、保全に努めます。

第5の柱は、参加と行動によるつながる仕組みです。

市民と市民、住民自治組織などの地域コミュニティと市民団体やNPOなどの目的型コミュニティ、それら多様な主体と市と、それぞれがつながり、協働してまちづくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。さらに、広域的な連携強化により近隣市町との一体的な発展を図るとともに、機能分担により本市の拠点性を高めていきます。

また、地方分権改革に伴う基礎自治体としての条件整備に対応しつつ協働のまちづくりを進めるとともに、行財政改革に取り組みます。

具体的には、地域課題を克服する地域力の構築に対して支援するがんばる地域支援事業、交流人口拡大と地域力の創出に必要な施設整備を支援するがんばる地域・産業施設整備支援事業を実施し、頑張る市民の皆さんを全力を挙げて応援します。

また、住民自治組織への活動交付金や地域集会施設整備事業、さらには地域力向上支援事業を新設し、住民自治組織や市民団体等への活動支援を行います。また、地域を全力でバックアップしていくため、市職員による地域応援隊を設置します。市民の皆さんと情報や目的を共有し、信頼し合い、対等な立場でともにまちづくりに取り組むため、参加、行動を基本とした協働のまちづくりを実現していきます。

新庁舎建設事業につきましては、市民の皆様には御不便をおかけしておりますが、11月には現在の工事の中の新館が完成する予定です。その後、東館を改修し、平成27年2月中には工事完了するよう整備を進めてまいります。再度の移転等で市民の皆様には御不便をおかけしますが、広報に努め、サービスの低下につながらないように各部局間で横の連携をしっかりとしていきます。

行財政改革の分野といたしましては、三次市行財政改革大綱に掲げる透明、参加、選択の基本理念に基づき、未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、満足度を高め、創意と工夫で市民の皆さんが誇れるまちづくりに向け、三次市行財政改革推進計画の取り組みを着実に実行してまいります。

次期行財政改革大綱の作成に向けては、行財政改革推進審議委員会から、先日、「共感、決断、行動を三次市行財政改革の活動方針として、温かな心と冷静な目を持つ実行力ある信頼される行政を、市民と職員が一緒に考え、実現していきましょう」というメッセージをいただきました。また、市議会の行財政改革特別委員会からも御意見をいただきながら、実効ある行財政改革大綱を策定していきます。

さらに、公明正大な行政のための徹底した情報公開を行うとともに、外部監査を行い、行政の透明性、信頼性の向上を図っていきます。

行財政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではありません。現行の事務事業を常に見直しながら、生み出した財源は、市民の皆さんの暮らしを支え、未来に夢の持てる活力ある地域

を引き継ぐために必要となる施策へ重点的に配分し、未来への展望、将来への希望を持てる取り組みを進めてまいります。

それでは、終わりに当たりまして、来年度に向けた施政方針をお示しするとともに、具体的な施策について御説明を申し上げました。

私たちを取り巻く社会経済環境が激変する中、変化に対応していくため、さまざまな仕組みなどを変えていくことが求められます。今回提案させていただいておる三次市総合計画案をよりどころとし、変えていくべきものを変えていく積極性と、変えてはならないものを断固として守り抜く強さを持ち合わせながら、市民の皆さんとともに、この変化の激しい不透明な時代を乗り越えていかなければなりません。

平成25年度みよしことばフェスタ作品コンクールの入賞作品の中で、ある小学生が、ふるさとに対する熱い思いを述べています。その作文の一節を紹介したいと思います。地域に誇りを持って、笑顔あふれる川西がずっと続くように、地域のために自分ができることを見つけていきたい。次に受け継ぐのは、私たちだから。

議員各位や市民の皆さんに申し上げたいと思います。私たちには、どんなに困難でも、人口減少、少子・高齢社会に立ち向かい、この美しい三次を守り、未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐ使命がございます。現実を直視し、現実から逃げることなく、現実を見据え、身近にあるものに新たな価値を創造していくことで、みんなで夢を実現させようではありませんか。そして、それこそが、市民の皆さんの参加と行動による協働のまちづくりを基本にした、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次」の姿であると確信します。

平成26年度は、市行政だけではなく、市民の皆さんにおいても新たな協働のステージに踏み出していただく年でもあります。

今後とも議員各位を初め、市民の皆様のご格別なる御協力と御支援をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 御苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議会改革推進特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） それでは、日程第3、議会改革推進特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会改革推進特別委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 保実 治君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（保実 治君） 皆さんおはようございます。

それでは、議会改革推進特別委員長中間報告をいたします。

議会改革推進特別委員会における審査の経過及び結果について、中間報告を行います。

本特別委員会では、平成24年6月設置後、これまでに23回の特別委員会を開催し、平成25年2月に、議員活動の活性化に関すること、予算特別委員会と広報広聴特別委員会の常任委員会化について、平成25年12月には、通年議会の実施に関すること、反問権の導入についての審査結果について、報告をしてきました。今回は、議員定数と議員報酬に関することについて、審査した内容を申し上げます。

まず、議員定数に関することについてであります。

議員定数は、地方自治法の改正により、定数の上限を人口に応じて定めていた規定が撤廃となり、現在では明確な基準がなく、各自治体の判断に委ねられているところです。特別委員会では、判断の基準に、市の産業構造、人口、面積、財政規模、合併市町村数、小・中学校数を考慮した全国の類似団体との比較分析を行い、三次市における適正な議員定数は24名であるとの分析結果が得られました。討論においては、行財政改革の視点のみならず、市民の声が市政に十分に伝わり、市民全体の福祉向上につなげるためには、現状維持とすべきとの意見が多くありました。さらには、22人まで削減すべきとの少数意見もありましたが、最終的には、現状維持の26人、または24人に削減するのが妥当であるとの結論に至りました。

次に、議員報酬に関することについてであります。

議員報酬は、将来に向けて魅力のある三次市を創造するために、議員の資質向上と次世代を担う優秀な人材を確保するためにふさわしい報酬額とされるべきであるが、現在の報酬額では議員活動に対して十分とは言いがたく、報酬を上げて改善を図る必要があるとの意見が多くありました。しかし、三次市の財政状況や民間の賃金、近隣市との報酬額の比較、景気動向などを考え合わせれば、現状維持もやむなしとの意見も出され、議論の結果、報酬額は現状維持とし、議員活動の充実と資質向上のために必要な政務活動費の増額を求めることといたしました。

以上、本特別委員会の審査の結果と状況について報告いたします。終わります。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行財政改革調査特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第4、行財政改革調査特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（行財政改革調査特別委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 大森行財政改革調査特別委員長。

〔行財政改革調査特別委員長 大森俊和君 登壇〕

○行財政改革調査特別委員長（大森俊和君） それでは、行財政改革調査特別委員長中間報告を申し上げます。

行財政改革調査特別委員会における審査の経過と今後の行財政改革推進に対する意見について、中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成24年6月に設置後、これまで8回の委員会を開催し、三次市行財政改革推進計画の各取り組み項目の目標について、担当課の評価及び行財政改革推進本部の評価を

含め、その進捗状況を審査し、一定の指摘等を行ってまいりました。

本市においては、普通交付税の合併特例加算措置が平成27年度から段階的に廃止され、約30億円が減額となる見通しであり、効果的で継続可能な行政サービスを提供していくには、これまで以上に行財政改革の取り組みが必要と考えて、今後の行財政改革の推進に対する意見を申し上げます。

1、三次市定員管理計画は平成26年度で計画期間が終了するが、将来を見据えた新たな職員定員の長期管理計画を策定されたい。

2、職員定員の適正化に当たっては、有事の際、市民サービスの低下につながらないように組織づくりを検討されたい。

3、行財政改革推進計画の内容や進捗状況については、迅速な情報提供に努められたい。

4、民間委託などアウトソーシングした事業については、その効果額を検証するとともに、サービスを利用する側の市民の評価も検討されたい。

以上、意見は4項目であります。効果的で良質な市民サービスを少ない経費で最大に提供できるシステムの構築を図られ、市民生活の安全・安心を基軸とした、市民の負託にきめ細かく答えることのできる行財政の運営を切望いたします。

最後に、行財政改革の必要性に鑑み、市議会として今後も引き続き調査研究していく必要があることを述べさせていただき、本特別委員会の審査の結果と状況について報告いたします。

以上であります。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 三次市新庁舎建設調査特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第5、三次市新庁舎建設調査特別委員長中間報告を議題といたします。報告を求めます。

（三次市新庁舎建設調査特別委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 國岡三次市新庁舎建設調査特別委員長。

〔三次市新庁舎建設調査特別委員長 國岡富郎君 登壇〕

○三次市新庁舎建設調査特別委員長（國岡富郎君） 三次市新庁舎建設調査特別委員会における調査の経過及び結果について、中間報告を行います。

本特別委員会では、平成23年9月設置後、平成23年12月に、三次市新庁舎建設基本計画等に関する意見、また、平成24年2月には、新庁舎建設基本設計に係る要望等の報告をしてきました。新しい庁舎は、これまで外部にあった教育委員会、福祉保健部や子育て支援部の集約により、できる限りワンストップサービスの実現、また限られたスペースでの市役所進入路や駐車場用地の確保、災害に対応した免震構造や庁舎内に避難所を想定されるなど、市民の利便性の向上や安心と安全が考慮された計画であり、市当局のこれまでの真摯な取り組みに対し、敬意をあらわすところであります。

今回は、残された課題について審査した内容を申し上げます。

まず、市民や職員の多くが利用する庁舎内の売店についてであります。

三次市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る方針に準じて、障害者就労施設等の商品の取り扱いを今後検討していただきたいこと。

次に、庁舎内における受動喫煙対策についてであります。

本特別委員会では、これまで公共施設における喫煙環境の取り組みと題した研修会の開催など、調査研究を重ねてきたところであります。敷地内全面禁煙とすべきとの意見もありますが、本特別委員会の結論は、敷地内全面禁煙とした場合、道路や側溝などへ吸い殻を捨てるなどの不法行為が見受けられ、近隣へ迷惑をすることが懸念をされる。来庁される喫煙者への配慮と非喫煙者に対する受動喫煙防止の双方から、敷地内に必要最低限の喫煙場所を指定するであります。

最後に、今後も市議会として新庁舎建設の進捗状況等を引き続き調査していく必要があることを述べさせていただき、本特別委員会の審査の結果と状況について報告いたします。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第2号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（沖原賢治君） 日程第6、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第1号から報告第3号までの報告3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

最後に、報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成26年1月16日に、三次市君田町石原530番地先、市道保田線の路上で発生した仕切り弁の鉄ぶたのはね上がりによる物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示

談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 報告第3号について御質問いたします。

このたびの専決処分でございますが、仕切り弁の鉄ぶたのはね上がりによる物損事故でございますが、この種の事故は市内至るところに想定されると思います。現在市のほうでは、職員のパトロールや、あるいは市民の通報によって、これらについての事前検知、そして保全をするというシステムをとられておると思うんですけども、今回のこの事例を踏まえて、現在そのようなパトロールや通報によって、どのくらいの案件が実際として報告に上がり、それが保全として生かされておるのか、そのまず実態と、あわせて広義の意味での予防保全という立場から、全般的な施設を含むこれらの保全活動について、基本的な考え方を教えていただきたいと思っております。

（水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 坂本水道局長。

○水道局長（坂本高宏君） 今回事故がありまして、2月末から各支所のほうに水道局長名で、路線が除雪路線でありましたので、除雪作業がもう既に起こらないだろうという3月の中旬を目途に点検するように、各支所へ依頼しているところでございます。

現在1件ほど、下水道関係のマンホール等の周りに舗装、穴があるという報告はありましたけれども、ほかは現在受けておりません。今後におきましても、順次現場を出る際に仕切り弁等を目視、そして車両の通過等についてがたつきがないか確認しますが、今回そういうことが、過去にもやってみつけられなかったということでございますので、より一層土木課等の道路管理者との連携を図りながら、情報共有し、速やかな発見と対応ができるように努力したいと思っております。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 先ほど質問のときに申し上げましたけども、この種の事故は水道局管轄だけでなく、例えば道路の側溝のグレーチングであるとか道路の穴ぼこであるとか、過去にも同じような事例がたくさんあって、私が心配するのは、保険を適用して100%市が負担して、例えば車の修理をされるのはいいんですけども、被害に遭った住民の方は大変嫌な思いをされると思うんです。したがって、これらの横展開をしっかりとやる体制を確立しておかなければ、なかなか根絶できる問題ではないと思うんですけども、そういう体制づくりをまず一つ必要であるということと、先ほど言いました広義の予防保全という立場から立ちますと、例えば市が保有するいろいろな施設、具体的に申し上げますと、例えば三次市文化会館がもうじき市民ホールにかわりますんで、あと、あそこにある期間は1年と少しだろうと思うんです。ですけど

も、実際には老朽化したところが幾つかあって、それを保全する、補修するには費用がかかる。あと一年少し辛抱すれば新しいところに行けるというような、このような状況の中で、なかなか補修、保全ができないという状況にあるんじゃないかなという気がします。また、先般のケーブルテレビの特別委員会でも、今にも壊れそうな放送機器が幾つかあるというようなことも、参考人招致のときに言っておられましたし、全般的に、いわゆる予防保全についてどのような考え方を持っておられるかというところを教えていただきたいと思います。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 今回報告で上げさせていただいておりますのは、報告第3号は、水道局で管理いたします仕切り弁、水道の仕切り弁ボックスのふたによる損傷事故でございますけども、新家議員お尋ねの道路全般にわたっての予防保全という点についてお答えをいたします。

媒体といたしましては、市民の皆様から道路の異常についてお知らせをいただく、そのお願いをいたしておるところでございますけど、媒体としては、まずケーブルテレビ、市広報、それから建設業者さん、あるいは各、川西であるとか君田であるとか、いろんな地域を年間にわたって路面保全をしていただく、その業者さんにもお願いをしております。

それから、重要路線につきまして、県道あるいは主要幹線については、市の北部と南部と2つのエリアに分けて巡視、パトロールを年間委託しております業者さんにもお願いをしております。さらには、自治連のほうへ、各自治連へもお願いしております。そして、先般の議会でもいろいろと御提案をいただきまして、空き家の条例があります。その関係で、危険な家屋とも一緒ですけども、郵便局の職員さんにも、広範囲に見て回られますのでお願いをしようということで、郵便局については、現在最終的な手続を協議なりをさせていただいてるところです。

そういうところで、もちろん支所を含めて職員も、現場へ出るときに往路と復路を変える、あるいは県のほうへも、県の職員さんも市道を通ったり、権限移譲で受けた県道を通ったりしていますので、そういったところをお願いをしたり、さまざまな部署へお願いをして、職員みずから往路と復路を変えたり、とにかくいろいろな注意をもって運転をしてということで、なかなかこれは、1,844キロですか、権限移譲県道を含めましたら1,900キロになりますので、そういったところ、なかなか目が届きにくいので、市民の皆様あるいは他の部署の職員の皆様のお力をおかりするという形で、今は取り組んでるところでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

(12番新家良和君「答えてくれてないが。その他の施設については基本的にとどのようなお考えなのか」と呼ぶ)

○議長(沖原賢治君) ああ、答えとらん。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

○副市長（高岡雅樹君） 市が所有する公共施設全般の予防保全と申しますか、維持管理に対する基本的な考え方でございますが、多くの施設は指定管理者という形でいらっしゃいます。その方々等については日ごろから協議を行っているということ、そういったところで情報収集をいただいております。

さらに、議員御指摘いただきましたように、長寿命化でありますとか、今後膨大な公共施設をどのようにして維持管理をしていくのか、市民の皆様に御迷惑をかけないようにどのようにしていくのか、これは本当大きな課題でございます。その中を、行財政改革の推進計画の中でも、行政あるいは地域、市民の皆様のそれぞれの役割の中でどうすれば広大なものを維持していけるかというのも、推進計画の中では一応の方針だけは出させていただいておりますが、いずれにいたしましても、道路とか橋梁、こういったものについては、今建設部長申し上げましたが、いわゆる施設、箱物等について、まずは学校等の耐震化、そういったものの長寿命化を含めてやっておりますが、全般的には、今後将来の財源あるいは将来の利用計画、そういったものを含めながら、市民の皆様や指定管理者の方々と協議をしていく中で、さらに詳細な計画を持っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第7 議案第22号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  
議案第23号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）  
議案第24号 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  
議案第25号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  
議案第26号 三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  
議案第27号 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）  
議案第28号 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  
議案第29号 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）  
議案第30号 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  
議案第31号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）  
議案第32号 三次市職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に関する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第22号から議案第32号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第22号から議案第32号までの議案11件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第22号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次市本郷下集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市本郷下集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第23号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、現在建設中の三良坂小中一貫教育校小学校棟が完成後、三次市立灰塚小学校、三次市立仁賀小学校及び三次市立三良坂小学校を統合し、三次市立みらさか小学校を設置することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第2条において、別表第1中、三次市立灰塚小学校、三次市立仁賀小学校及び三次市立三良坂小学校の名称及び位置を削り、新たに三次市立みらさか小学校の名称及び位置を規定しようとするものなどであります。

次に、議案第24号三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、櫃田水泳プールの廃止に伴い、関係条例である三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1及び別表第2中、櫃田水泳プールの名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第25号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、三次市茂田老人集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、三次市茂田老人集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第26号三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、川西診療所及び君田診療所の診療日等を変更することに伴い、関係条例である三次市国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第2中、川西診療所及び君田診療所の診療日及び診療時間を改めようとするものであります。

次に、議案第27号三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、ごみの分別における市民の利便性の向上を目的として、指定ごみ袋の種類を追加に伴い、関係条例である三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第3中、指定ごみ袋の種類に、燃やせるごみ20リットルを追加しようとするものであります。

次に、議案第28号三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次駅前駐輪場を廃止し、新たに三次駅東駐輪場及び三次駅西駐輪場を設置すること等に伴い、関係条例である三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第2条の表中、三次駅前駐輪場の名称及び位置を削り、三次駅東駐輪場及び三次駅西駐輪場の名称及び位置を規定しようとするものであります。

次に、議案第29号三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、下水道の使用者が下水道使用料を不正に免れることを防ぐ規定を設けるため、関係条例である三次市公共下水道条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第23条において、水道水以外の水を排除することとなったときなど使用の態様の変更があった際に、届け出を義務づける規定を設けようとするものであります。

次に、議案第30号三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、奥田元宋・小由女美術館の利用料金に新たな項目を追加するため、関係条例である三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表にレストランの利用料金を規定しようとするものであります。

次に、議案第31号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行等に伴い、関係条例である三次市社会教育委員条例、ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、これまで政省令で規定されていた資格要件が廃止されたことに伴い、関係政省令を引用して規定していた三次市社会教育委員条例及び三次市青少年問題協議会条例の一部を改正し、社会教育委員及び青少年問題協議会会長の資格要件に係る規定を改正するほか、三次市有林条例の一部を改正し、引用条項の整理を行おうとするものであります。

最後に、議案第32号三次市職員の勤務条件等の改善のための関係条例の整備等に関する条例

(案) について御説明申し上げます。

本案は、市職員の勤務条件等の改善のため、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、主任子ども発達支援専門員の新設に伴う三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、地域手当の支給範囲等の拡大に伴う三次市職員の給与に関する条例の一部改正、消防団員に係る退職報償金の改定に伴う三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部改正を行おうとするものであります。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第22号、議案第31号から議案第32号までを付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第23号から議案第27号まで、及び議案第30号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第28号から議案第29号までを付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第33号 工事請負契約の一部変更について

議案第34号 財産の無償譲渡について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 指定管理者の指定の変更について

議案第37号 三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについて

議案第38号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第41号 工事請負契約の一部変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第33号から議案第41号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第33号から議案第41号までの議案9件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第33号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、三次市新庁舎建設工事につきまして、工事の追加等に伴い、請負金額を20億

7,375万円から20億7,902万6,880円に増額変更しようとする事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第34号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

本案は、旧作木村において、民放テレビ放送難視聴解消事業として整備しましたテレビ中継局局舎及び放送用鉄柱を、ソフトバンクモバイル株式会社に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第35号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次市民ホールの指定管理者を指定することについて、株式会社暮らしサポートみよしをその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第36号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、三次駅前駐輪場の廃止に伴い、指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理者の指定期間を、平成21年4月1日から平成26年3月31日までに変更しようとするものであります。

次に、議案第37号三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、本市における総合かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として三次市総合計画を策定することについて、三次市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

本計画は、三次市まち・ゆめ基本条例に定めるまちづくりの基本理念を具現化するため、まちづくりに関する目的や目標、その実現のための道筋を共有し、協働して取り組むためのまちづくりの総合指針として策定しようとするものであります。

なお、現行の総合計画みよし百年物語については、平成26年3月31日限り、その効力を失うこととしようとするものであります。

次に、議案第38号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに公共施設等維持管理事業及び道路・橋梁維持管理事業を加え、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、穴笠町京之峽辺地ほか2辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月に策定した甲奴町有田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第41号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、（仮称）三次市民ホール建築工事につきまして、工事の追加等に伴い、請負金額を24億3,600万円から24億8,093万5,560円に増額変更しようとするものについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） これより質疑を行います。

なお、議案第35号三次市民ホールに係る指定管理者の指定については、総務常任委員会及び教育民生常任委員会による連合審査を予定をいたしております。よって産業建設常任委員会委員のみの質疑を受けたいと思います。

次に、議案第37号三次市の基本構想として三次市総合計画を定めることについては、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会による連合審査を予定をいたしております。よって本議案に係る質疑は連合審査において行っていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質疑を行います。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 議案第34号の無償譲渡の件なんですけれども、携帯3社ないし4社ある中でソフトバンクに決まった理由と、これを無償譲渡することによってどのような三次市に変化が起こるのか、お伺いいたします。

（地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井地域振興部長。

○地域振興部長（藤井啓介君） まず、ソフトバンクモバイル株式会社に譲渡しようとする理由でございますが、この物件につきましてはNHKと共有をしている施設でございます。共有しているNHKが、昨年、官報におきまして売却可能設備の一般競争入札を行いまして、その結果、ソフトバンクモバイル株式会社が応札をされたという経過が1つはございます。もう一つは、ソフトバンクモバイル社は、譲渡後の活用を携帯電話基地局の整備の充実ということで活用したいということでございまして、作木地区におけますLTE等の高速通信の改善に寄与できるものと考えているところでございます。

なお、無償譲渡ということの理由でございすけれども、こちらの施設は現在は使用しておりませんが、平成6年に施設整備をいたしまして、鉄塔関係の耐用年数が40年、それか

ら局舎関係が25年で、それぞれ残存期間がございます。国庫補助を受けて整備をしておりますので、有償で譲渡した場合は国庫補助金を返還するということになりますけれども、会社のほうからの買い取り提示額と国庫補助金の返還額を計算をいたしますと、返還額のほうはるかに多くなるということで、無償譲渡という判断をいたしております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、議案第35号でありますけれども、市民ホールの指定管理者の指定に関して、基本的なところを大きく2点、質問させていただきたいと思いますが、まず1点は、指定管理料に関することであります。確認の義務もございますが、まずその1点は、現在の文化会館に関する指定管理料、株式会社暮らしサポートと結んでおる指定管理料、さらには、来年度、平成26年度中途から発生をします、今回出されております株式会社暮らしサポートみよしと結ばれようとしておる市民ホールの管理料の関係、指定管理料、それから平成27年から発生する、恐らく3年間だと思っておりますが、丸々1年間の指定管理料を幾らでされようとしておるのか。さらに、平成26年、来年度は開館記念事業として2,000万円が予算計上されようとしておりますけれども、今後、平成26年度以降で、そういったイベントに関することでありますとか、各種事業に関することの継続的な補助を行う計画であるのかどうかというところをお聞かせいただきたいのと、同じように、平成26年度では市民ホールの企画支援事業という形で、教育委員会のほうで毎年、平成26年度は700万円の予算計上で委託契約をするというふうになっておりますけれども、これも平成27年度以降も同じ計画、あるいは予算はどういうふうな形で契約されようとしとるのか。指定管理料に関する内容でございますので、その数値をお知らせいただきたいことと、さらに2点目は、今回非公募による指定管理者の指定ということでありますけれども、公募、非公募を選定をする庁内の会議であるとか審査会であるとか、そういったものはどういう名称で、どういう委員で、どういう内容で決定をされたかというのを、もう一度明らかにしていただきたいと思っております。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

○教育次長（白石欣也君） まず、市民ホールに係る予算関係、指定管理料について御質問がございました。

文化会館の指定管理料は、年間2,500万円でございます。そして、新しく市民ホールで平成26年度11月以降で想定しておりますが、この指定管理料は1,725万2,000円でございます。26年度はそれで指定管理料の申請をさせていただいておりますが、その27年度以降につきましては、26年度の実績を考慮し、これは光熱水費等、また設備に係る経費等も考慮し検討をするということでございまして、現在細かい数字は、指定管理料としてはまだ想定ができておりません。

それから、事業の補助金関係でございます。開館記念事業につきまして、市民ホールと、それから文化会館のさよならイベント等も含め、平成26年度は2,000万円を計上しております。

そして、平成27年度に向けては、実施計画でまだお示しはしておりませんが、2,000万円以上の規模で平成27年度市民ホールに向けての開館記念事業を継続していく考えでございます。

それから、市民ホールの自主事業を行うため、事業運営委員会の組織を検討し計画しておりますが、その中に専門的ノウハウを有する主体、要するに全国から公募し、市民ホールの活性化事業を各実施していこうという考えで、全国から専門業者、団体等を公募するものですが、この委託料につきましては、平成26年度700万円を予算計上させていただいております。28年度以降に向けましては、これは年間1,000万円を想定しておりまして、これを債務負担行為として計上させていただいております。この期間については、指定管理期間と合わせて29年度末ということで設定をしております。

以上でございます。

(財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永財務部長。

○財務部長(福永清三君) 指定管理選考委員会について御説明申し上げます。

選考委員会のまず委員でございますが、選考委員会の委員は、財務部担当の副市长、教育長、総務部長、財務部長、地域振興部長、それと学識経験を有する公認会計士の方、また司法書士の方という2人の学識経験者の方をお招きをし、委員構成をしておるところでもあります。

本件については、2月10日に教育委員会のほうから、暮らしサポートみよしのほうへ非公募で選定をしたい旨のことがございましたので、この委員会にかけて審議をしたものでございます。審議の結果、いずれの委員においても、市民ホールの指定管理者については株式会社暮らしサポートみよしについて異議ないということで承認をしたものでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) もう一度教育委員会に確認をしますが、教育委員会のほうから非公募でお願いをしたいということが選考委員会にあったということでもありますけれども、それを決定する段階で、本来でしたら、市民ホールに限らず民間の団体が管理運営するというときには、いわゆる管理料幾ら幾らでどういう形で請け負いますとか、あるいは企画運営をどのように行いますとかという形の提案を行って、いわゆる公募型で募集をされて、その内容から審査をされるというのが本来の姿であろうというふうに思います。それを、今の答弁を聞きますと、平成27年度以降の管理料も未定であるとか、あるいは、反対に企画支援事業については、活性化事業についても既に平成26年度から前倒しをして3年間分の、そういった支援事業を指定管理者とは別に設けて行うということ予算化をされようとしておったりとか、非常に、本来だったら公募型にすると全て、公募に応募する業者であるとか、そういったものが提案をして、こういう企画をやりたいであるとか、こういう管理料でやりたいとか、3年間の企画だったらこういう形でやりたいとかというところをきちんと意思表示をして行ってきたのが今までの例であるとすると、そういった、なぜ公募にされなかったかという理由が理解できませんので、もう一度。なぜその時点で非公募にされたかというのを、教育委員会のほうで御答えをお願い

したいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) 今回、株式会社暮らしサポートみよしを非公募で候補者として選定をさせていただきましたが、これは、指定管理の業務の中で貸し館、それから舞台技術、維持管理について、その業務を指定管理者に専ら委ねてこうという考え方で、実施事業については、先ほど申しました事業運営委員会で新しい事業展開をしてこうという組織をつくってこうという考えです。

指定管理の部門につきまして、先ほど申したように貸し館等につきましては、現在文化会館で株式会社暮らしサポートみよし、実績を上げていただいております。それと、市内の文化団体や市民ともしっかり連携をとっているという評価もしております。また、暮らしサポートみよしは、地域の安定雇用の実現ということで設立された会社でもありますので、現在の文化会館の雇用についても継続ができるということも含めて、市内の業者の中では暮らしサポートみよしが最適であろうということで、非公募、個別指定で候補者として選定したものでございます。

また、広くそのソフト事業、エンターテインメントとしての事業を実施するという部分については、市内でそれを達成できる業者はいないというふうに考えました。そして、事業運営委員会の中で市民参画組織を使っていくということで、この市民のニーズ、それから、いろいろ市民ホールに対してこういう事業をやっていただきたいというような期待、ニーズを実現させてこうという形の市民参画組織、そしてそれを具体的に魅力的な事業として成功、実現させていくプロの業者の力が必要ということで、これは全国からそういうエンターテインメント専門の業者を募集をするということで、しっかりした事業展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(22番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○22番(小田伸次君) 私も、議案第35号について質問をさせていただきます。

先般の全員協議会でも申し上げましたけれども、この市民ホールを建設するということから議員のほうからも、この市民ホールに対してのいろんな思いを、一般質問であったりいろんな場面で述べてきたというふうに思います。そのことについて市長のほうからも、いろんな提案、もし議員のほうからでもいろんなことがあったら、どんどん提案してくれというふうなことをいただいたようにも思います。そういった意味も含めて、次長も多分御存じだとは思いますが、いろんな動きをしてまいりました。そして出てきたのが、この非公募による暮らしサポートによる指定管理でございます。指定管理をするということは前に出てまいりましたけれども、この指定管理という言葉は、その間の主たる責任者、管理者は誰かということ、やはり指定管理者であろうというふうに思います。それが非公募によって暮らしサポートになぜいかなけ

ればいけなかったかというのは、今の次長の説明を聞いても、納得いくものではございません。

この市民ホールというもの、そもそも何のために三次市は建設をし、管理運営をしていくのかというのをしっかり考えた場合には、やはりこの管理運営をどのようにしていくのかというのが、この三次市の将来に対する施策の展開であろうというふうに非常に思うわけです。先ほど管理の中で、プロの組織と契約を結んで事業については行っていくんだというふうなことをおっしゃいましたけども、その点に関しての勝算というか、全国から公募して応募してもらえという手当りというかどうか、勝算があるのかどうかということなんです。と申しますのが、指定管理者でやはりこれはいろんな、そういったプロの集団とかというものが受けていただければ、一生懸命自主事業というものをやって指定管理以上のものを、あそこを生かして、あいてるときにはこうしようこうしようというアイデアを出して、もうかった分で自分とこの、変な話、利益を出そうというところもあるかもしれませんが、契約をすることによっていったら、それ以上のものというものはなかなか出てこないんじゃないかなというふうな気がしてまいりますので、その辺のところの勝算があるのかどうかということ。

それと、先ほど一番最初に言いましたけども、なぜ、この市民ホールを公募して、これから三次市のために、市外、県外にこの三次をブランド化するというのも、先ほど市長の施政方針でもありました。そのために使おうとする努力をしなかったのか。もう一度お願いします。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 児玉教育長。

○教育長(児玉一基君) 小田議員の質問に答えたいと思いますけれども、市民ホールが三次市の建設基本計画の中で3つの理念というものを明確にしております。1つは、三次市民が日常的に芸術文化に触れて、健やかで豊かな心を育むということが1点。2点目は、自然とまちを同時に感じられる三次独自の文化芸術を育てていくと。それから3番目は、県北の中核都市における芸術文化の発展拠点するという、いわゆる発展拠点になるようにすると。そういう3つの大きな理念がございますが、それをどのように発揮させていくのかということで非常に考えて、1つは、先ほども言いますように、特にスタートして2年、3年、4年と、だから26年、27年、28年、29年度、そこの中で市民ホールとしての地位をきちっとさせていく、今言った3つの理念のベースをつくってくという面で、今私たちが持つてるそういう中でいろいろな方に力を発揮していただくということで、1つは、今まで文化会館で、三次市の市民に親しまれながら文化会館の管理をしていただいている暮らしサポートみよしの、やっぱり力も発揮していただきたいということが1つ。

それからもう一つは、そうはいっても、議員がおっしゃるように大きなプロジェクトだとか、そういうイベントだとか、そういう企画する力、そういうものは、やはり全国ベースでそういう専門的なノウハウを持つてる主体者の力をかりたいということで、それは委託契約をしていこうと。そして、もちろん市民とかあるいは市とかが一緒になってそれぞれの機能を最大限に発揮して、本当に26年度から29年度の間で、そういう力、市民ホールが活用できる、あるいはしっかりした市民ホールであるという、当初の基本理念の実現できるベースをつくるべく努力

をしていきたいということで、そういう点で、指定管理で非公募で暮らしサポートみよしについては活躍していただく、そして全体的に足りないところは、今企画力を持ってる、全国で活躍されるような専門的ノウハウを持っておられる主体に入っていただくということで基本的な整理をして、それぞれの持ってる力を十分に発揮させて、市民ホールそのものが目指してるものを実現させていこうという考え方をしておるわけでございます。

それから、先ほど言われましたように、勝算があるかどうかということにつきましては、私たちはそういうことに入っていただきたいということで、絶対ということはなかなか難しいですが、もう入っていただきたいというふうに考えております。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) 専門的ノウハウを有する主体の勝算という部分につきまして、これは民間のそういった専門業者、エンターテインメント専門の業者から、いろいろ話も聞かせていただいています。いろいろ調査をしております。今回のこのシステムの中では、そういった専門業者が得意にする分野に絞って公募すると、仕様をつくって公募するというので、他の例えば設備の維持管理とかそういったものを、指定管理として一緒に、丸ごと公募するというものとは違いますので、全国に幾つかありますそういった専門業者の、本当に力を発揮していただける部分に特化した公募ができるというふうに考えております。その部分においては、得意分野で応募できるということで応募の数も増えるのではないかと考えておりますし、私どものほうも、その選定においてきちっとその分野に絞った選定ができるということで、そういう効果も上がるというふうに考えております。

(22番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○22番(小田伸次君) この問題については、今回の一般質問の中にもありますけども、まず、今回の暮らしサポートみよしの先ほど指定管理においては、貸し館業務であったりとかというふうなことをおっしゃられまして、主たる事業については、教育委員会の社会教育課とその業者と、そういった事業のチームを組んでやるんだというふうにおっしゃいましたけども、どうしても、この組織図を見たときに2つの頭があるように見えて仕方がないわけです、市民ホールに関して。今暮らしサポートみよしが、というふうなことを言われましたけれども、本来であれば、例えば私、小田という者が指定管理で受けて、じゃあ、その暮らしサポートで今現在文化会館に携わってる人たちを雇ってもらおうとか、継続雇用してもらおうとか、そういったことを言うことによって、すっきりした形になることも考えられたんじゃないのかと思うんです。なぜに、暮らしサポートみよしが100%出資でつくってるこの会社に対して非公募で、なぜ暮らしサポートに対して出さなきゃいけないのかというのは、私は納得しておりませんが、そういうことは考えなかったんですか。暮らしサポートみよしは下に入ってもらおうとかという、下に入ってもらおうというたら言葉がおかしいですけども、そこの従業員を、じゃあすみませんが、そこの、じゃとってもらおう指定管理者に、こういうところに対してはこういうところが今まで

経験あるんで、三次の従業員を雇ってくださいというふうなことを考えてやるというふうな考えは一切なく、いったわけですか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) ホール管理運営については、管理運営計画に載せておりますとおり、指定管理者ということ为前提に当然検討いたしました。全てのものを指定管理にした場合、あるいは公募、それから今回のように個別で、指定管理の方法もいろいろあるかと思えます。この新しく自主事業をやるつくり方については、全国でもこういった形はなかなか類を見ないというふうに聞いております。市民参画組織を入れてその企画を実現させ、参画組織も実際にそれを実施にかかわってくと。それを指定管理者も入り、しっかりサポートし、そしてアイデアが出たものを実際に実現させるための民間プレイヤーを、さっき申しましたように、それ専門の業者といいますか、そこを募集するというので、その部分についてはしっかり公募を広くしていきます。その組織をつくり、実現させていくと。市民がしっかり使っていただく市民ホール、そして市民のニーズをしっかりと実現させていく、いろいろ観賞していただく事業とか、そういったもののニーズをしっかりと実現させられるようなものを、この組織でつくっていききたいというものでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案のうち、総務常任委員会に議案第33号から……

(「総務常任委員会じゃなくて教育民生常任委員会じゃろう」と呼ぶ者あり)

連合審査するんじゃけえ、いいんじゃろう。

議案第33号から議案第35号まで、議案第37号から議案第41号までを付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第36号を付託いたします。

この際しばらく休憩をいたします。

再開は13時15分にいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時13分——

——再開 午後 1時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(沖原賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第12号 平成25年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)

議案第13号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
(案)

- 議案第14号 平成25年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第15号 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第16号 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第17号 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第18号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第19号 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第20号 平成25年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第21号 平成25年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第9、議案第12号から議案第21号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第12号から議案第21号までの議案10件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第12号平成25年度三次市一般会計補正予算(第7号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、本年度事業に係る通常分の補正に加え、国の経済対策を活用し実施していくために必要な経費を追加するものであり、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ17億3,382万4,000円を追加し、補正後の総額を431億9,408万6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容については、まず歳出から御説明いたします。

歳出合計17億3,382万4,000円のうち、経済対策事業分として9億8,210万円を追加し、通常分は7億5,172万4,000円を追加しようとするものであります。

議会費は、放送設備等設置工事の実績を見込み、129万5,000円を減額。

総務費は、市民ホール建設事業5億1,090万円を増額、積立金について、財政調整基金2億3,726万2,000円を増額するものの、選挙費2,104万円を減額するなど、合わせて5億9,320万円を増額。

民生費は、老人福祉経費の高齢者福祉施設整備事業1,991万2,000円を追加するものの、後期高齢者医療療養給付費負担金1億1,504万5,000円を減額するなど、合わせて2億2,211万4,000円を減額。

衛生費は、休日夜間急患センター整備事業補助金400万円を追加するものの、予防接種業務

委託料852万5,000円を減額するなど、合わせて2,877万4,000円を減額。

農林水産業費は、農業委員会経費185万8,000円などを減額するものの、備北南部地区広域農道整備事業負担金800万円を増額するなど、合わせて443万5,000円を増額。

商工費は、観光宿泊者助成支援事業委託料1,250万円を減額するなど、合わせて1,550万円を減額。

土木費は、道路橋梁維持経費6,010万円、橋梁新設改良経費8,510万円を増額するものの、三次駅周辺整備事業経費1億6,000万円を減額するなど、合わせて3,381万7,000円を減額。

消防費は、備北地区消防組合負担金6,783万2,000円を減額。

教育費は、学校施設の天井等落下防止対策事業など学校整備経費2億1,800万円を増額するなど、合わせて2億301万2,000円を増額。

公債費は、利子の実績を見込み、1億2,100万円を減額するものの、長期債繰上償還金14億5,880万3,000円を増額し、合わせて13億250万9,000円を増額しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税9億5,467万3,000円を追加、なお、補正後の普通交付税は156億5,269万9,000円となります。

国庫支出金は、経済対策事業に係る社会資本整備総合交付金の増額など、合わせて5億7,181万1,000円を増額。

県支出金は、障害福祉サービス費負担金の減額など、合わせて4,999万1,000円を減額。

財産収入は、財政調整基金利子など1,490万円を減額するものの、土地家屋売却収入761万円を追加し、合わせて729万円を減額。

寄附金は、児童福祉費寄附金及びふるさと納税寄附金1,202万円を増額。

繰入金は、過疎地域自立促進基金繰入金2,380万4,000円を減額するなど、合わせて2億911万3,000円を減額。

諸収入は、三次市プロ野球公式戦開催事業貸付金元金300万円を減額するなど、合わせて570万円を減額。

市債は、塵芥処理施設整備事業債、駅周辺整備事業債など減額するものの、市民ホール建設事業債、過疎地域自立促進事業債、学校施設整備事業債などを増額し、合わせて4億820万円を増加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ記載の第2表のとおり、平成26年度への繰越事業として、市民ホール建設事業ほか20件を追加しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第3表のとおり、市民ホール建設事業ほか8件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第13号平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,924万9,000円を追加し、

補正後の総額を69億3,950万2,000円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、基金積立金3億208万6,000円を増額、保険給付費1億円を減額。歳入については、現年度療養給付費等負担金6,000万円を減額、国民健康保険財政調整基金繰入金3億194万2,000円を減額、前年度繰越金5億6,020万7,000円を増額しようとするものであります。

次に、議案第14号平成25年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ380万9,000円を減額し、補正後の総額を1億5,036万9,000円にしようとするものであります。

主な内容は、総務費について、前年度繰越金を精算し、診療所基金への積立金など83万2,000円を増額、医業費について、君田・甲奴診療所の医薬材料費など464万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第15号平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ173万円を減額し、補正後の総額を71億2,763万8,000円にしようとするものであります。

主な内容は、総務費については、介護認定調査経費の実績見込みによる不用額の減額、保険給付費については、特定財源、歳入決算見込みによる財源組み替えを行おうとするものであります。

次に、議案第16号平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,801万9,000円を減額し、補正後の総額を7億6,809万7,000円にしようとするものであります。

内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金について、年間所要額の見込みによる減額をしようとするものであります。

次に、議案第17号平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,626万1,000円を追加し、補正後の総額を27億2,860万7,000円にしようとするものであります。

内容は、経済対策事業として下水道事業経費2億4,000万円を追加、公債費について、長期債償還金及び利子、合わせて373万9,000円を減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、三次水質管理センター

増設事業ほか1件について、平成26年度に繰り越そうとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、5ページ記載の第3表のとおり、公共下水道事業について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第18号平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ154万6,000円を減額し、補正後の総額を5億7,457万1,000円にしようとするものであります。

内容は、公債費について、長期債償還金及び利子、合わせて154万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第19号平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ394万3,000円を減額し、補正後の総額を10億2,559万3,000円にしようとするものであります。

内容は、総務費については、積立金21万6,000円を増額、その他公課費80万円を減額。公債費については、長期債償還金及び利子、合わせて335万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第20号平成25年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、業務の予定量及び企業債について変更しようとするものであります。

第2条業務の予定量の補正につきましては、建設改良計画のうち資産購入について1億2,800万円を増額し、4億6,856万5,000円に、施設整備事業の総額について1億2,800万円を減額し、1億2,700万円にしようとするものであります。

第3条企業債の補正につきましては、起債の目的のうち資産購入の限度額を3,480万円増額し、2億2,800万円に、施設整備の限度額を3,480万円減額し、9,020万円にしようとするものであります。

最後に、議案第21号平成25年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債並びに他会計からの補助金について変更しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出の補正について、収益的収入の補正は、水道事業収益の総額を636万9,000円減額し、9億3,760万3,000円にしようとするものであります。

収益的支出の補正は、水道事業費用の総額を1,125万4,000円減額し、9億711万3,000円にしようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正について、資本的収入の補正は、資本的収入の総額を1億

1,000万円減額し、5億5,329万5,000円にしようとするものであります。資本的支出の補正は、資本的支出の総額を1億1,000万円減額し、9億6,982万1,000円にしようとするものであります。

第4条企業債の補正につきましては、限度額を1億1,000万円減額し、2億7,670万円にしようとするものであります。

第5条他会計からの補助金につきましては、一般会計から補助を受ける金額について636万9,000円減額し、8,505万3,000円にしようとするものであります。

以上、議案10件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号平成25年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）外9議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第12号外9議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第10 議案第 1号 平成26年度三次市一般会計予算（案）  
議案第 2号 平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）  
議案第 3号 平成26年度三次市診療所特別会計予算（案）  
議案第 4号 平成26年度三次市介護保険特別会計予算（案）  
議案第 5号 平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）  
議案第 6号 平成26年度三次市土地取得特別会計予算（案）  
議案第 7号 平成26年度三次市下水道事業特別会計予算（案）  
議案第 8号 平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）  
議案第 9号 平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）  
議案第10号 平成26年度三次市病院事業会計予算（案）  
議案第11号 平成26年度三次市水道事業会計予算（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第10、議案第1号から議案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第1号から議案第11号までの議案11件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号平成26年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ409億円を計上し、前年度予算に比べ25億5,000万円、率にして6.6%増の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算案2ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの21の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税について減収が見込まれるものの、固定資産税については増収を見込み、前年度予算に比べ1,067万2,000円、率にして0.2%増の66億7,319万2,000円を計上しております。

地方消費税交付金は、消費税率改正による増額を見込み、1億2,292万5,000円、22.6%増の6億6,578万8,000円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税の増額を見込み、4億8,490万5,000円、3.1%増の162億8,700万7,000円を計上しております。

国庫支出金は、臨時福祉給付金給付事業に係る補助金及び道路事業などの社会資本整備総合交付金が増額となることなどから、5億1,137万1,000円、16.1%増の36億8,865万7,000円を計上しております。

繰入金は、市民ホール建設事業など財源確保のために積み立てておりました基金の取り崩しを行うなど、13億1,090万7,000円、157.8%増の21億4,140万7,000円を計上しております。

市債は、市民ホール建設、三次駅周辺整備、農業交流連携拠点施設整備などの事業の増により、1億3,995万2,000円、2.1%増の68億9,799万2,000円を計上しております。

以上、歳入につきましては、市税等の自主財源の確保、国、県の動向を見きわめながら有利な財源の確保等に努めてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は、前年度予算に比べ642万3,000円、率にして2%減の3億1,257万3,000円を計上しております。

総務費は、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業、市民ホール建設事業の増額など、17億6,010万6,000円、28.8%増の78億6,960万円を計上しております。

民生費は、保育所民間委託の拡充、生活保護費を増額することなどから、3,694万9,000円、0.4%増の91億2,538万4,000円を計上しております。

衛生費は、下荒瀬最終処分場改修事業の終了による減額などから、3億2,203万7,000円、9.6%減の30億4,291万3,000円を計上しております。

農林水産業費は、農業交流連携拠点施設整備事業、小規模農業基盤整備事業の推進による増などから、6億9,611万9,000円、32.1%増の28億6,400万4,000円を計上しております。

商工費は、女性就労起業促進事業、オール三次観光・交流キャンペーン事業などの増から、

2,631万7,000円、3.3%増の8億3,516万9,000円を計上しております。

土木費は、三次駅周辺整備事業、みよし運動公園への大型遊具附属施設整備事業などの増から、4億5,538万4,000円、10.7%増の47億1,240万6,000円を計上しております。

教育費は、三良坂小中一貫教育校整備事業、市民ホール開館記念事業などが増になるものの、酒河小学校校舎増築整備事業の終了による減などから、1億3,883万5,000円、5%減の26億4,997万8,000円を計上しております。

予算執行に当たっては、関係機関や組織内の緊密な連携のもと、計画的な執行と事業進捗管理を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

第2条債務負担行為につきましては、7ページ、8ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか24件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、9ページ記載の第3表のとおり、市民ホール建設事業ほか34事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できるように定めるものであります。

次に、議案第2号平成26年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

被保険者数の減少により保険給付費は減少しているものの、少子・高齢化の進展や医療の高度化によって1人当たりの医療費の増加傾向は続いており、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。

平成26年度においては、医療費適正化事業の推進や特定健診の受診率向上と効果的な保健指導の実施などの保健事業に積極的に取り組むとともに、保険税収納の取り組みを強化し、国保財政の安定的な運営に向けた取り組みを一層進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億934万2,000円とし、前年度予算に比べ2億466万3,000円、率にして3.1%減の予算となっております。

第2条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これら経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号平成26年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。17ページをお開きください。

安全・安心な地域づくりのため、地域医療の確保に向けた診療所の運営に努めているところ

であります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,899万5,000円を計上し、前年度予算に比べ155万8,000円、率にして1%減の予算となっております。

平成26年度においては、医療機器更新など診療所の運営に必要な経費を計上しております。

次に、議案第4号平成26年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

介護保険につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の適正な運用に努めているところであります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億4,561万2,000円を計上し、前年度予算に比べ1億8,140万7,000円、率にして2.6%増の予算となっております。

平成26年度においては、次期の第6期介護保険事業計画策定を念頭に置きながら、引き続き、地域包括ケア体制の構築に向けて、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護予防事業を充実強化することなどにより、介護給付費及び介護認定の適正化を図ってまいります。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号平成26年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っており、保険料については2年ごとに見直されることとなっております。

平成26年度は、所得割率、均等割額、賦課限度額の引き上げが行われますが、あわせて、所得の低い被保険者に対する保険料負担の軽減措置が拡充または継続されることにより、保険料収入は減少するものと見込んでいます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,223万3,000円を計上し、前年度予算に比べ728万2,000円、率にして0.9%減の予算となっております。

次に、議案第6号平成26年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を經理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120万3,000円を計上し、前年度予算に比べ12万9,000円、率にして12%増の予算となっております。

平成26年度においては、三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分について予算計上しております。

次に、議案第7号平成26年度三次市下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

33ページをお開きください。

公共下水道は、市民の生活環境を改善するための基本的な都市基盤であり、引き続き整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億5,657万9,000円を計上し、前年度予算に比べ3億3,786万4,000円、率にして13.5%減の予算となっております。

平成26年度においては、公共下水道三次処理区における三次水質管理センターの整備及び管渠布設工事並びに三良坂処理区における管渠布設工事や、特定環境保全公共下水道布野処理区における水質管理センターの整備をしていくために必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円に定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成26年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

39ページをお開きください。

農村地域の定住環境保全のため、処理施設等の適切な維持管理を行ってまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,685万8,000円とし、前年度予算に比べ718万9,000円、率にして1.2%減の予算となっております。

平成26年度においては、農業集落排水処理施設並びに特定排水処理施設等の維持管理に必要な経費を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成26年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

43ページをお開きください。

水道は、市民生活や社会経済活動を支える上で必要不可欠な基盤であり、市民の皆様にご安全で安心できる水を供給するために、引き続き計画的に整備を進めてまいります。また、施設の効率的運営に努め、健全な経営に取り組んでまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,215万3,000円とし、前年度予算に比べ5,886万円、率にして5.7%減の予算となっております。

平成26年度においては、水道未普及地域を解消するため、作木、吉舎、三良坂及び三和において浄水場施設及び配水施設の整備を行うとともに、老朽管更新等に必要な経費を計上してお

ります。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか2件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、簡易水道事業について限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

次に、議案第10号平成26年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き市民の皆様へ安全で安心な医療を提供するために、眼科手術用顕微鏡システムなど高度医療機器の導入、地域がん診療連携拠点病院として胸部CTによる肺がん検診の実施に取り組むとともに、健全経営に取り組んでまいります。

第2条業務の予定量につきましては、業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は年間延べ29万9,800人、1日平均1,070人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ11万6,800人、1日平均320人、外来患者については、年間延べ18万3,000人、1日平均750人を見込んでおります。

建設改良計画については、資産購入1億5,387万1,000円、施設整備事業1億円としております。

第3条収益的収入及び支出については、収入は、病院事業収益84億2,041万6,000円、支出は、病院事業費用84億1,574万9,000円を予定額としております。

第4条資本的収入及び支出については、収入は、資本的収入2億4,992万7,000円、支出は、資本的支出7億3,225万1,000円を予定額としております。これにより、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額4億8,232万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為につきましては、警備、清掃及び設備管理業務委託に要する経費ほか12件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債につきましては、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条一時借入金につきましては、限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条棚卸資産購入限度額につきましては、23億1,686万9,000円に定めようとするものであります。

第10条重要な資産の取得及び処分につきましては、取得する資産を定めようとするものであります。

最後に、議案第11号平成26年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業を取り巻く環境は、人口構成の変化、節水意識の向上や節水器具の普及による給水収益の減少、施設の更新や施設管理経費の増加、企業債の償還など厳しい経営状況の中、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、給水区域の拡張、配水施設や浄水施設の整備及び老朽管路の更新を計画的に行ってまいります。

平成26年度においては、第4期拡張計画に基づき、山家町、三若町、石原町及び有原町における給水区域の拡張並びに配水管布設工事を行うとともに、老朽管更新を行ってまいります。また、向江田浄水場の施設増設を行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万4,121戸、年間総給水量363万2,194立方メートル、1日平均給水量9,951立方メートル、建設改良費は6億6,089万6,000円を見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収入は、水道事業収益11億9,571万7,000円、支出は、水道事業費用11億5,904万6,000円を予定額としております。

第4条資本的収入及び支出につきましては、収入は、資本的収入6億5,092万7,000円、支出は資本的支出10億8,482万2,000円を予定額としております。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,389万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為につきましては、営業業務等委託に要する経費ほか9件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債につきましては、水道施設整備事業について限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条一時借入金につきましては、限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合を定めようとするものであります。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条他会計からの補助金につきましては、企業債元利償還金及び特定多目的ダム法第35条の規定による特別納付金に充当するため、一般会計からの補助金の額を8,740万8,000円に定めようとするものであります。

第11条棚卸資産購入限度額につきましては、812万2,000円に定めようとするものであります。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成26年度三次市一般会計予算（案）外10議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第1号外10議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 1時57分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年2月28日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 助木達夫

会議録署名議員 吉岡広小路